

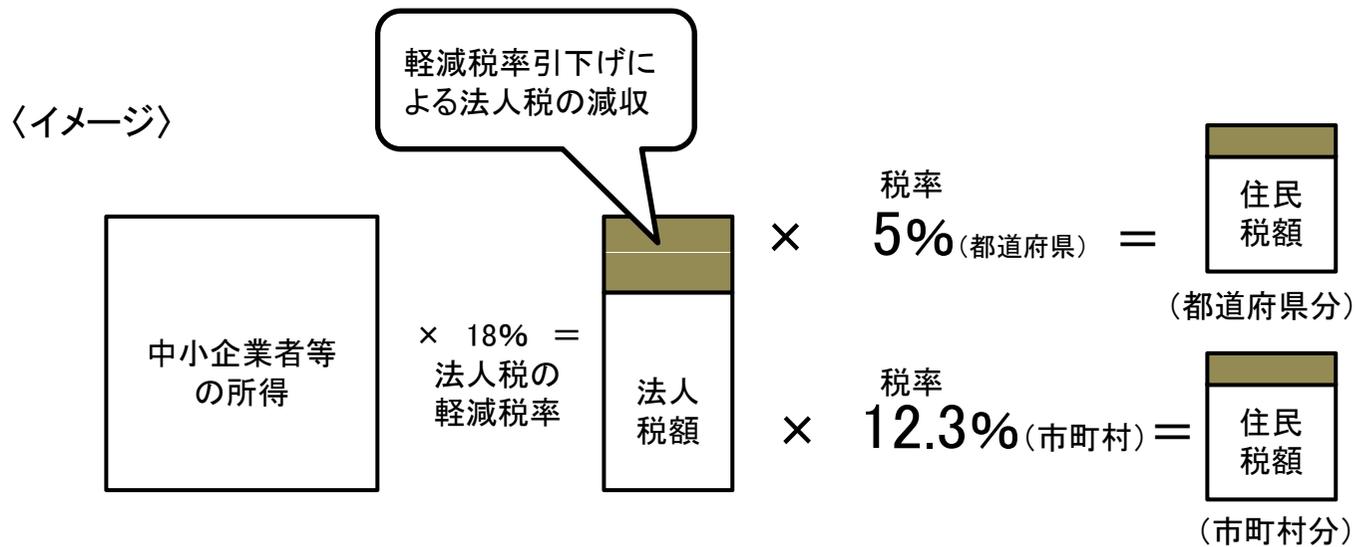
平成22年12月3日

# 資 料

(法人課税等[地方税])

# 中小法人に対する軽減税率

○ 課税ベースの見直しによる財源確保を伴わずに中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げが行われた場合、法人住民税(法人税割)にも連動して減収が生じる。



## 総合特区制度

- 制度の概要については財務省と同様。
  - 内閣府より要望されている地方税への措置については次のとおり。
    - ①機械・装置・建物等の取得に係る投資税額控除・特別償却制度（国際戦略総合特区）
    - ②事業の課税所得控除制度の創設（国際戦略総合特区）
    - ③研究開発に係る特例措置の創設（国際戦略総合特区）
- 法人税について上記の措置が認められた場合、法人住民税・事業税について同様の効果を適用すること。

## アジア拠点化

- 制度の概要については財務省と同様。
  - 経済産業省より要望されている地方税への措置については次のとおり。
    - ①認定企業に対する一定期間の法人税負担軽減措置の導入
    - ②税制適格ストック・オプション制度の見直し
- 所得税・法人税について上記の措置が認められた場合、個人住民税・法人住民税・事業税について同様の効果を適用すること。